

## 大阪市告示第1099号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和8年8月13日

大阪市長 横山英幸

| 法人の名称             | 法人の主たる事務所<br>又は事業所の所在地 | 寄附金税額控除の<br>対象期間            |
|-------------------|------------------------|-----------------------------|
| NPO法人CATS WELCARE | 大阪市西区千代崎二丁目12番8号       | 令和8年6月17日から<br>令和13年6月16日まで |

（財政局税務部課税課）